

株式会社アミックスコム契約約款 新旧対照表

変更日：2026年4月10日

【アミックスコムテレビサービス契約約款】

変更後	変更前	備考
<p>第3節 契約事項の変更</p> <p>第12条（利用申込内容の変更） 加入者は、本サービスの利用申込内容について変更があるときは、当社所定の変更方法に従い必要事項を記入（または入力）し当該変更希望月の20日までに当社に提出するものとします。</p> <p>第15条（設置場所の変更） 設置場所の変更を希望する場合、加入者は当社所定の方法に従い必要事項を記入（または入力）して当該変更希望月の20日までに提出するものとします。</p> <p>第4節 本サービス提供の停止等</p>	<p>第3節 契約事項の変更</p> <p>第12条（利用申込内容の変更） 加入者は、本サービスの利用申込内容について変更があるときは、当社所定の変更方法に従い必要事項を記入（または入力）し当該変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。</p> <p>第15条（設置場所の変更） 設置場所の変更を希望する場合、加入者は当社所定の方法に従い必要事項を記入（または入力）して当該変更希望日の10日前までに提出するものとします。</p> <p>第4節 本サービス提供の停止等</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

第16条(加入者が行う本サービス提供の一時停止)

当社が特に認めた場合に限り、加入者は本サービスの提供の一時停止を行うことができます。本サービスの一時停止は、当社所定の方法に従い必要事項を記入(または入力)して、当該一時停止希望月の20日までに当社に提出するものとします。

第5節 利用契約の解除

第19条(加入者が行う契約の解除)

加入者は、毎月末日付にて契約解除の申し出を行うことができます。この場合、加入者は契約解除希望月の20日までに当社所定の方法に従い手続きを行うものとします。

第16条(加入者が行う本サービス提供の一時停止)

当社が特に認めた場合に限り、加入者は本サービスの提供の一時停止を行うことができます。本サービスの一時停止は、当社所定の方法に従い必要事項を記入(または入力)して、当該一時停止希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

第5節 利用契約の解除

第19条(加入者が行う契約の解除)

加入者は、毎月末日付にて契約解除の申し出を行うことができます。この場合、加入者は契約解除希望日の10日前までに当社所定の方法に従い手続きを行うものとします。

(変更)

(変更)